柏市
KASHIWA CITY

令和8年8月千葉豪雨　被災された皆さまへ

柏市支援制度のご案内（第3版）

令和8年8月千葉豪雨により、被害を受けられた皆さまに
心よりお見舞い申し上げます。
本情報は、**令和8年9月15日時点**の情報です。
最新情報は、市HPにてご確認ください。

柏市支援情報　千葉県支援情報

1 はじめに

1-1 罹(り)災証明書・被災届出証明書

「罹災証明書」は、住んでいる家屋が災害によって受けた被害の程度を証明する書面です。見舞金等の給付や各種保険の申請、公共料金の減免など、各種被災者支援に関する適用の判断材料として活用されます。
「被災届出証明書」は、ご自身が住んでいない家屋や動産等について、災害による被害があったことについて市に届け出たことを証明する書面です。申請方法は、電子申請や窓口・郵便申請があります。

資産税課
04-7167-1125

2 住まいの支援

2-1 災害ごみの処分

可能な限り災害ごみを分別し、クリーンセンターへお持ち込みください。お持ち込みが難しいかたはご連絡ください。

廃棄物政策課
04-7167-1140

2-2 一戸建て住宅の床下部分の消毒

一戸建て住宅が浸水した際に、依頼に応じて応急的な床下消毒を行います。

環境サービス課
04-7167-1139

2-3 市営・県営・UR賃貸住宅の提供

床上浸水などの被害を受け、現に住宅に困窮している世帯を対象に、住宅・ホテルを一定期間提供します。

住宅政策課
04-7167-1147

2-4 床上浸水等による住宅の応急修理支援

準半壊以上の被害を受けた住宅を対象に、引き続き元の住宅で生活できるよう、応急的な修理を支援します。修理は被災者に代わり市が業者に依頼し、市から修理費を業者へ直接支払います。

住宅政策課
04-7167-1147

2-5 被災建物の解体・撤去　（罹災証明書等で全壊と判定された家屋が対象）

自らが費用負担して解体業者と契約し、被災した建物の解体・撤去を行った後、市が所有者に解体撤去費用を支払う「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）」があります。

廃棄物政策課
04-7167-1140

2-6 災害救助法に基づく賃貸型応急住宅の供与

半壊以上の被害による水害により、流入した土砂や立木等により住居に居住できない被災者を対象に、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として一定期間提供します。

住宅政策課
04-7167-1147

2-7 乾燥用送風機の無償貸出

豪雨被害に伴う浸水被害に遭われた世帯に対し、生活環境の改善を目的として、床の乾燥用送風機を無償貸出します。

産業政策・スタートアップ推進課
04-7167-1141

3 生活面の支援

3-1 ボランティアによる支援

床上浸水などの被害を受け、片付け等のお手伝いを必要とされているかたからの相談を受け付けています。

柏市社会福祉協議会
04-7163-9000

3-2 一般廃棄物処理手数料の減免

住宅等が被災され、罹災証明書または被災届出証明書が発行されたかたに対し、発生した廃棄物の処理手数料が減免される場合があります。事前に各クリーンセンターへお問い合わせの上、対象となるかご確認いただきますようお願いいたします。※旧沼南地区にお住まいのかたは、クリーンセンターしらさぎにお問い合わせください。

北部クリーンセンター
04-7131-7900
南部クリーンセンター
04-7170-7080
クリーンセンターしらさぎ
04-7193-5389

3-3 「災害サポート・レンタカー」を無償貸出

令和8年8月千葉豪雨により、ご自身の車が被災されたかたなどを対象に、一般社団法人日本カーシェアリング協会が、車両の無償貸出を行います。
※ただいま多数のお申込みがあり、車両手配にお時間をいただいています。

（一社）日本カーシェアリング協会
050-5799-4740

3-4 ポータブルクーラーの無償貸出

被災によりご自宅のエアコンが故障するなどしてお困りのかたを対象に、ポータブルクーラーの無償貸出を実施します。
※台数には限りがございますのであらかじめご了承ください。

商工観光課
04-7128-4780

3-5 自宅での入浴が困難な方への支援

被災によりご自宅での入浴が困難なかたへの支援として、下記施設が無料で利用できます。
※利用の際は、利用するかたの住所・氏名・生年月日が確認できるものの提示が必要です。
※タオル等の温浴施設の備品は各施設のホームページでご確認ください。

（老人福祉センター）
・かたくりの里（南部）
04-7176-6151
・いこい荘（沼南）
04-7192-1401
（リフレッシュプラザ柏）
・04-7173-5900

3-6 被災飲用井戸の水質検査

健康被害の発生を予防するため、対象基準を充たした場合に、被災したご家庭の飲用井戸の水質検査の検査手数料を全額免除します。

生活衛生課
04-7167-1259

4 経済的な支援

4-1 災害見舞金

【一般住家】柏市に住民票があり、居住する建物（住家）が被災し、罹災証明書の浸水区分が「床上浸水」と判定されたかた
【非住家】 柏市内にて、非住家で事業又は営業を行っており、浸水を起因として被災届出証明書が発行された法人等
※支給金額：30,000円（対象者等には福祉政策課より書類を発送）

福祉政策課
04-7167-1131

4-2 災害援護資金の貸付け（住宅や家財に被害）

負傷、住居、家財に被害を受けたかたのうち所得金額が一定の範囲内のかたに貸し付けます。

福祉政策課
04-7167-1131

4-3 【柏市社会福祉協議会の制度】福祉資金

緊急かつ一時的に生活が困窮した世帯に対する貸付制度です。
※世帯の構成人数に応じて限度額が変わります。

柏市社会福祉協議会
相談支援係
04-7163-1234

4-4 【千葉県社会福祉協議会の制度】生活福祉資金

被災した世帯に対して、住宅を復旧するための住宅改修費、家財道具を購入するための災害援護費等があります。※災害援護費については、市の災害援護資金が優先となり、併用はできません。

柏市社会福祉協議会
相談支援係
04-7163-1234

4-5 住宅に関する支援金、貸付 更新

国制度の生活再建資金は柏市対象外

● ~~【国制度】生活再建資金の支給（住宅の損壊、解体）~~

(公財) 都道府県センター
~~03-5212-9111~~

● 【県制度】生活再建資金の支給（住宅の損壊、解体）
※住宅被害支援金50～100万円，住宅再建支援金25～200万円
※対象となる被災世帯の例
・罹災証明書にて「中規模半壊」と判定され、相当規模の補修を行った世帯
・罹災証明書にて「半壊」と判定され、やむを得ず住宅を解体されるに至った世帯

防災安全課
04-7167-1115

● 災害復興住宅融資

(独) 住宅金融支援機構
0120-086-353/048-615-0420

● 住宅ローンの返済の相談

(一社) 全国銀行協会 相談室
0570-017109/03-5252-3772

5 役所の手続き・公共料金

5-1 各種税金・保険料の特別措置

減免、支払いの猶予、分納等ができる場合があります。

●国税の特別措置	柏税務署　04-7146-2321
●県民税の特別措置	柏県税事務所　04-7147-1231
●市税の特別措置	（減免）市民税課　04-7167-1124・04-7128-5390 （減免）資産税課　04-7167-1125 （徴収猶予）収納課　04-7167-1122
●自動車税の減免等 ※納期到来済の軽自動車税（市税）は対象外	柏県税事務所　04-7147-1231
● 各種保険料の特別措置 • 国民年金保険料 • 国民健康保険料 • 介護保険料 • 後期高齢者医療保険料	国民年金室　04-7167-1130 保険年金課　04-7191-2594 高齢者支援課 資格保険料係　04-7167-1022 保険年金課　04-7191-2594
● 道路占用料の還付	道路総務課　04-7167-1299

5-2 公共料金の減免措置等

● 上下水道局	料金課　04-7167-1409
● 東京電力	東京カスタマーセンター　0120-995-001/03-6374-8936
● 京葉ガス	お客様コンタクトセンター　047-361-0211
● NTT東日本	料金問い合わせ受付センター　0120-002-992
● NHK	ナビダイヤル　0570-077-077

5-3 各証明書等の交付手数料の免除

※コンビニ交付手数料は免除対象外

●住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書等	市民課　04-7167-1128
● マイナンバーカードの再交付手数料	マイナンバーコールセンター　04-7165-0178
● 旅券（パスポート）発給手数料の免除	柏市パスポートセンター　04-7144-5040
● 各種税証明書	市民税課　04-7168-1612

6 医療・健康

6-1 利用者負担の減額

● 医療機関窓口での負担金	保険年金課　04-7191-2594
● 介護サービスの利用	高齢者支援課　介護サービス係　04-7167-1135
● 障害福祉サービスの利用	障害福祉課　04-7167-1136

7 子育て・教育

7-1 子育て

● 保育所保育料、延長保育料の減免	保育運営課　04-7167-1137
● 母子父子寡婦福祉資金の償還猶予 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付	こども福祉課　04-7167-1595

● 被災されたかたの児童扶養手当の取扱い 被災されたかたについて、児童扶養手当の認定請求等が遅れた場合の特例や、住宅・家財等に大きな損害を受けた場合の所得制限に関する特例措置があります。	こども福祉課　04-7167-1595

7-2 教育

● こどもルーム保育料・アフタースクール利用料の減免	アフタースクール課　04-7192-8045
● 就学援助の認定 各種税・年金・国民健康保険料で災害による減免・徴収猶予を受けている場合は、就学援助の対象になる場合があります。	学校教育課 04-7191-7367
● 被災児童生徒に対する教科書・学用品の給与	学校財務課　04-7190-7004

8 各種相談

8-1 出張相談窓口

被災されたかたに向け、予約制の「相談窓口」を開設しました。生活・住まい・貸付等の支援制度、税・保険料・医療費・介護等の減免や猶予手続き等について相談ができます。

- 場所　高柳近隣センター／市役所本庁舎
- 実施期間　令和8年9月1日(火)から9月24日(木)　※土・日曜日、祝日を除く
- 相談時間　午前10時から正午まで／午後1時から3時まで（ひと世帯30分を予定）
- 予約方法　柏市災害コールセンター（04-7168-1003）にて受け付け（相談希望日の前営業日正午まで）

8-2 その他相談先

● 法律相談	広報広聴課　04-7167-1119
● 消費者相談	柏市消費生活センター　04-7164-4100
● 外国人相談	外国人相談窓口（柏市役所）　04-7168-1033
● 健康相談	健康増進課　04-7167-1256
● こころの悩み相談	・よりそいホットライン（24時間）　0120-279-338 ・いのちの電話（午後4時から午後9時まで）　0120-783-556 ・千葉いのちの電話（24時間）　043-227-3900
● ペットの相談	動物愛護ふれあいセンター　04-7190-2828

8-3 弁護士会による無料電話相談 新規

千葉県弁護士会が、令和8年8月千葉豪雨で被災された方を対象に、臨時無料電話相談を実施します。

- 実施期間　令和8年9月30日(水)までの平日の月・水・金曜日
- 相談時間　午前10時から正午まで／午後2時から4時まで（お一人、30分程度を予定）
- 相談料　無料（通話料金はご利用される方のご負担となります。）
- 問合せ先　千葉弁護士会（大雨被害110番の専用回線・弁護士に直接つながります。）
  相談実施時間内に下記のいずれかの電話番号に直接お電話ください。
  070-7793-1962／ 070-7793-2010／070-7793-2073

9 事業者向け支援情報

9-1 被害を受けた商工業者、農業者の方へ

● 大雨の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者への支援	産業政策・スタートアップ推進課 04-7167-1141
● 中小事業者に対する相談窓口	柏商工会議所　04-7162-3305 柏市沼南商工会　04-7191-2803
● 農作物、農業施設等の被害について	農政課　04-7167-1143
● 農作物等被害への事後対策について	東葛飾農業事務所改良普及課 04-7162-6151

9-2 事業所税の減免

災害により事業所家屋が著しく損害を受けた場合、減免の対象となる場合があります。	市民税課　04-7168-1612

- 申請の要件や必要書類、申請期間等の詳細は各担当課へお問合せください。
- 柏市役所へのお問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分まで
- 北部クリーンセンター・南部クリーンセンターは平日午前8時15分～午後5時まで

柏市では災害時コールセンターを設置しています

大雨によるお問い合わせ・ご相談を受け付けるコールセンターです。
不安なことやお困りごとがありましたらお問い合わせください。

柏市災害時コールセンター

04-7168-1003

（開設時間：午前9時～午後5時）

災害情報は
柏市公式LINEから！

二次元コードを読み取って
友だち追加してください。

※コールセンターは9月18日（金）午後5時まで開設しています。
以降は、事業所管部署に直接お問い合わせください。

発行：柏市
第3版発行日：令和8年9月15日